

あいち水循環再生基本構想(素案)についての県民意見募集結果

1 意見募集期間

平成18年1月31日(火)から平成18年2月20日(月)まで

2 意見を提出いただいた方の内訳

(1) 提出方法別

方法	人数
郵送	6
FAX	6
メール	32
計	44

(3) 年齢別

年齢	人数
～29	2
30～39	2
40～49	10
50～59	17
60～69	7
70～	4
不明	2
計	44

(2) 居住市町村別

市町村	人数	市町村	人数
名古屋市	6	犬山市	4
豊橋市	4	小牧市	2
岡崎市	1	稲沢市	5
一宮市	1	高浜市	1
瀬戸市	1	岩倉市	1
半田市	1	清須市	1
春日井市	4	東郷町	1
津島市	1	扶桑町	1
碧南市	1	弥富町	1
安城市	2	南知多町	1
西尾市	1	武豊町	3
計		44	

(4) 性別

性別	人数
男性	38
女性	5
不明	1
計	44

3 項目別意見件数

項目	件数
(1) 構想全般	44
(2) 現状と課題	11
(3) めざす姿	2
(4) 「きれいな水」のための取組	8
(5) 「豊かな水」のための取組	5
(6) 「多様な生態系」のための取組	2
(7) 「ふれあう水」のための取組	1
(8) 推進体制	34
(9) 地域の具体的取組	19
(10) 行政の役割	2
(11) 取組の普及	2
(12) 環境学習	5
(13) 取組指標	4
(14) 施策	39
計	178

4 意見の概要と県の考え方

No	項目	区分	意見の概要	県の考え方	
1	構想全般	-	期待通りの多面的な検討及び取組の内容になっている点を特に評価する。	健全な水循環を再生するため、県民や事業者、民間団体、行政等が連携・協働した、総合的・継続的な取組の推進が図られるよう努めます。	
2		-	構想に全面的に賛同する。		
3		-	素案には大賛成である。		
4		-	構想の趣旨については、全くの賛成です。		
5		-	水の問題を「循環」という視点で捉えて、本来の流れを取り戻すという発想はすばらしい。水に関するあらゆる問題解決の糸口になる取組を期待する。		
6		-	素案の考え方に深く共鳴する。流域の岐阜県、長野県までも視野に入れた考え方は高く評価されるとともに、具体的な行動に愛知県が踏み出されたことに大きな期待を持っている。		
7		-	構想の趣旨には賛成です。県が従来からの取組から数歩前進して総合的に取組む意思を表明されたものと歓迎する。		
8		-	水循環を流域で捉え持続性ある環境を確立する方向性は賛同できる。また、「自然海岸」の重要性と「人と水がふれあう水辺」に趣を持たせ、流域社会も含み水環境を捉えている点は高く評価できます。		
9		-	構想全体としては大賛成。構想を現実のカタチにできるような時限付行動計画、人・モノ・資金の手当てが待たれる。		各地域協議会において、10年を基本とする水循環再生行動計画を策定することとしていますが、水循環再生指標の達成状況等に応じて、計画を柔軟に見直していくことも考えています。
10		-	安全安心な農林水産物(特に天然もの)供給義務も加えてほしい。良好な水環境が保たれてこそ成り立っているのが愛知の浅海漁業水産です。		この構想は、水循環再生の取組のあり方を示すものです。構想では、漁業振興を含めた海づくりにも取り組むこととしており、安全安心な農林水産物の供給につながると考えます。
11		-	学識経験者も公募にすべき。協働がポイントになるが、パートナーシップの第一歩は徹底的なディスクロージャー。それは結果だけでなくプロセスも。		構想の策定にあたっては、学識者、民間団体、事業者、行政から構成する「あいち水循環再生検討会」において4回にわたって検討していただき、その議事内容や資料については全てホームページで公開しています。また、公募による県民ヒアリングやパブリックコメントにより、県民からの意見についても全て公開しています。
12		-	過去から現在に至る社会(行政)の反省からスタートして欲しい。		今日の水問題は、人間社会の営みと水循環の機能とのアンバランスで生じたことを、1頁に記述しています。また、これまでは、行政が各分野ごとに個別的な取組を実施してきたものの、水に関する課題の解決につながっていないことを、27頁で記述し、視点の転換が必要であることに言及しています。
13		-	伊勢湾・三河湾流域ネットワークなど、活動する市民団体が既に存在しているが、構想づくりの段階でなぜこのようなNPOが委員に入っていないのか。		検討委員として、地域での取組を考慮し、地域で活動している民間団体に入ってください。
14		策定主旨	今、海の周りは護岸工事がなされ、名古屋港には高潮防波堤が造られ、人は安心して、安全な暮らしを手に入れた。それと同時に、海への畏敬の念を忘れてしまったように思う。行政の力で今の生活が守られていることは本当にありがたいことだが、「人は自然のほんの一部である。」ということ忘れてはいけない。		1頁の構想の主旨の中でも、「人間社会の営みと水の機能とのアンバランスが生じ、さまざまな障害が発生していること」、「これまでは、水に関し、治水、利水、環境など各分野が分野ごとに効率的な対応を実施してきましたが、今後は、循環する水について、水質だけでなく、水量や水辺環境などの水環境を全体で捉えるとともに、環境だけではなく治水、利水などを含めた、水をとりまく総合的な視点に立ち、…対応する必要があること」、「健全な水循環は、人の生活や産業、文化の礎であり…人と水とのかかわりを念頭に置いた様々の取組により、豊かな県土づくりを図る」と記述しています。
15			水は、地球上での存在量が極めて少なく、一方、水がなければ人は生きることができず、人類にとって極めて重要なものである。しかし、造り出すことができない物で、空気と同じように人類の共有財産であるという思想を徹底させる必要がある。		「はじめに」の中で、「健全な水循環は、人の生活や産業、文化の礎である。」ことを記述します。
16			この構想を機に、新しいビジネスモデルを創り出す必要があると思う。経済成長+人口増加を前提とした70年代の開発VS保全ではなく、ゼロ成長人口減少高齢化を基本とする"社会哲学としての経済理論"は、生物の進化や生態系維持の仕組みの中にある。自然保護・再生から行政のあり方や企業倫理、暮らし方まで作り直すことが、環境万博を開催した愛知の仕事である。		「自然の叢智」をテーマとして開催された愛知万博の成果と理念を継承し、水循環をキーワードとしたこれからの本県の歩む方向性を示すものです。
17			利水と水循環・水環境のどちらに重点を置くかを充分協議する必要あり。(両者は馴染めない部分が非常に多い。利水者の協力無くしては解決無し。)		構想は、水循環再生のために、環境、治水、利水、水産等の各分野が個々に施策を実施するだけでなく、流域全体への影響を考慮し、総合的に施策を講じていくことを目指します。

No	項目	区分	意見の概要	県の考え方
18	構想全般	策定主旨	愛知県だけでなく、日本全体、地球規模、そして、国家戦略と100年以上につながる国益として提案する。 郵政財源を元に、道州制で全国11箇所以上海洋発電建設、平成の大合併で全国1800市町、全国区画整理事業 きれいな水:湖水・海水の浄化 きれいな水の魚礁とマリンスポーツの振興、豊かな水:真水の大量生産 水源税の制定・財源の循環、多様な生態系:水素・リチウムの生産 水素の低コスト生産、ふれあう水辺:発電 永久エネルギーの実現 森林の整備・保全:全国大型地下配管整備 全国水源の一元化、農地保全:全世帯庭付き住宅整備、まちづくり:環境保全債権付国際農地整備、海づくり:国際基準対応装備工業地帯整備・商業用地集約専用商店街整備 排水税・環境税により、世界中の砂漠地帯に海洋発電建設と水・電気・水素のパイプラインを建設 ミサイルより水源の断水、核兵器より恐い国家戦略 石油特別会計・電源特別会計、貿易黒字により、全国のごみ焼却場と海洋発電プラントの建設。 企業などから環境税を徴収、全世界に海洋発電プラントと砂漠地帯に水・電気・水素のパイプライン埋設	構想は、あいちの水循環再生のあり方を示すものですが、本県の水循環再生の取組について全国に情報発信していきます。
19			愛知県域でなく、少なくとも三河湾を含む伊勢湾に流れ込む流域圏からスタートしないとおかしい。	構想は、あいちの水循環再生のあり方を示すものですが、水循環の広域性を考慮して流域圏を想定した県域を越えた取組も実施していきます。
20			今、何故「水循環」なのかを、分かり易く説明してほしい。	「はじめに」の中で、水循環の必要性について記述します。
21			サブタイトル「水が結ぶ活力あるあいち」を構想に感じられない。例えば、第5章の地域ごとの取組に書かれていることが、その地域で、また愛知県全域でどうつながっているのか、示してほしい。	水は、人の生活や産業、文化を支えており、健全な水循環が、このような人と水とのつながりを強め、更に産業を振興するなど、あいちを活性化し、「活力あるあいち」につながるものと考えています。具体的な取組として、例えば、東三河地域の「奥三河の森づくりプログラム」では、「林業の担い手の育成」や「木材の安定供給」といった、林業の経営基盤の確立を図る一方、森林がかん養した豊富な水の恩恵を受ける下流域の人々が、例えば、ボランティア活動などにより、植林や森林の手入れを担うなど、上流と下流が一体となって、森林の水源かん養や水質浄化機能の向上を図るとともに、全県域では、「三河材の利用促進」や「公共工事での間伐材の利用促進」といった、林業を応援する取組を実施することで、産業の活性化を通じた、水源かん養などにより、水循環の再生を目指すものです。
22			健全な自然環境では、水循環機能が良く発揮されていただけでなく、山から海までの森林、土壌、河川、水田、氾濫源等の生態系が、保水機能、涵養機能を持ち、水量を保ち、洪水を防止してきた。しかし、健全な水循環が、ダムや堰堤などによる流れの遮断 森林伐採や森林劣化による保水力の低下 生態系への有害物質の流出 過度の水利用などによって損なわれた。これらの障害を取り除いて、「健全な水循環」の機能を取り戻す、とすべきと考える。	水循環の再生のため、水質、水量、生態系、水辺のための取組を推進します。ただし、ダムは地域の生活や産業を支える役目も果たしており、これらと水循環の機能を調和させることをねらいとしています。
23			構想策定の目的としては、「健全な水循環」を損なってきた種々の障害要因を修復し、かつてあった伊勢・三河湾流域の豊かさの基盤となっていた「健全な水循環」を取り戻していく、とすれば明快になるのではないかと。	構想では、同様な趣旨で、1頁の「構想の趣旨」において、「流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の4つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環を再生することを目的に構想を策定する」と記述しています。
24			山を痩せさせない林業。水をガブ飲みしない農業。海や川を汚さない漁業。これを前提として健全な水循環が保たれます。	構想では、森林の維持・保全、農業等での水資源の有効利用、節水、養魚排水対策を盛り込んでいます。
25			水を大切にするには、生き物が生息する環境との共存や緑を増やし残し創り出す事が大事だと思う。	構想では、水循環の持つ4つの機能に着目し、水質の浄化、水量の確保、多様な生態系の維持、水辺の保全に取り組んでいきます。
26			源流から河口までの流域圏は、国の直轄、地方自治体で分断されている。源流から河口までを一括した「治水・利水・水環境」の連携を期待する。	構想では、上流から下流まで、森から海まで、関係各主体が連携して水循環の再生に取り組んでいきます。
27			水循環・水需要はその流域で解決する。(水の流域間融通は考えない)	水循環全体の健全さを回復するためには、上流の水源の森から下流の伊勢湾に至る、広い流域を一体として捉えるなど、広域的な取組も必要と考えています。
28			伊勢・三河湾の貧酸素水塊の改善には、これ以上埋立、浚渫をしないこと、ダムによる河川の遮断(土砂の自然供給も遮断)を解除すること、流域住民の環境負荷を減らすこと、そのためには「何でも水に流す、捨てることをやめる」、「意識して伊勢・三河湾の海産物を食べる」ことのキャンペーンが必要と考える。	キャンペーンについては、具体的な行動計画の検討の参考とします。

No	項目	区分	意見の概要	県の考え方
29	構想全般	策定主旨	「水質汚濁の改善が進んでいない」ことが課題とされているが、「健全な水循環」から(つまり、50年前の水質から)どれだけ悪化したかが指摘されるべきである。	「健全な水循環」として、例えば、50年前の状態というように特定の時期を明記するものではありません。行政目標である環境基準の達成状況や、現時点における治水、利水、生態系の状況を踏まえて課題としたものです。
30		位置付け	1章から4章は最近の議論をまとめてあって好感が持てる。それに引き換え、5章は理解に苦しむ。新年度の「基本計画」の中で検討すべきことがらでしょう。5章に変えて、県がかかわる各種構想・計画、水循環や環境の年表をつけたい。	5章では、地域ごとの重点的な取組の主なものをプログラムとしてあげていますが、具体的には、地域協議会で協議し、行動計画としてまとめていきます。
31			第5章は不要。「水」施策に関する県の構想・計画・事業とその担当部局を明記してほしい。	
32			内容に愛知県らしさが無い。一般的なことの羅列に終始しているように見受けられる。	第2章で愛知県の水循環の課題を記述し、第5章で地域ごとの具体的な取組を記述することにより、愛知県らしさが記述されていると考えています。
33			構想の位置づけをしっかりとさせることが必要。例えば、県民の生活環境の保全等に関する条例を改正して、あいち水循環再生の取組を位置づけることにより、県民・事業者・行政の役割を明確にさせる。	構想は、生活環境に限らず、本県の水関係行政総合化の指針となるものです。48・49頁に各主体の役割を記述しています。
34			素案で謳われている水辺の湿地や環境保全などをいかにして実現するかが問題。例えば、県のアセス条例では、土砂等の採取に関するアセスが75ha以上とされている。これでは水源地も保安林も保護できないので、面積によらず義務付けるような条例改正をすとか、鉱業や公共事業による特例を認めないとか、具体的な措置に結びつくような構想にしてほしい。	具体的な措置については、構想に基づく取組のなかで、人の営みと水循環の機能との適切なバランスを図られるよう、地域協議会で議論されるものと考えています。
35		水循環概念	知多半島に住んでいるが、身近に河川等がない分、水の循環を生活として実感できない。水循環のダイナミックさを表現してほしい。	ため池の保全が地下水のかん養や水害の防止につながることや、生活排水対策が海の水質浄化につながることを通じて、水循環を実感していただきたいと考えています。
36		健全な水循環の定義	「健全な水循環」とは何か未定義です。「健全な水循環」とは、50年前にあった伊勢・三河湾流域の「水循環」と定義すべきと考えます。	「健全な水循環」とは、1頁の構想の趣旨に示したように、「流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと、水循環の持つ水質の浄化、水量の確保、多様な生態系の維持、水辺の保全の4つの機能が、適切なバランスのもとに共に確保されている」状態をいいます。
37		水循環の機能の定義	「水循環の機能」の定義も、原因と結果が混同している。水循環の機能は、自然の物質(生物には養分の)循環を行う それを利用する生態系が、生産と浄化を行う それによって、人にも必要不可欠な水と生産物を供給する	構想では、健全な水循環が保たれることにより、果たされる水の働きを、水循環の機能と表現しています。
38		健全な水循環の確保	「健全な水環境の確保」とか、「健全な水環境構築」といった言葉がでてくるが、「健全な水環境」の定義によって、それがそこなわれてきている今、「確保」はおかしいので、「復元」とか「修復」という用語を使うべきと考える。「再生」も本来の意味とはずれると思う。	「健全な水環境の確保」、「健全な水環境構築」といった表現はしていません。「健全な水循環」は、「人間社会の営みと水循環の持つ機能が適切なバランスのもとに共に確保されている」ことであることから、愛知県環境基本計画や国の環境基本計画でも、「健全な水循環の確保」という表現をしています。「健全な水循環の再生」については、水循環の持つ機能の再生が健全な水循環の再生につながるから、このような表現としています。
39	ダム	現実の河川(木曾川)は、晴天時の上流部では発電用ダム以外ほんの少量の水しかない。このことが多様な生態系や良好な水辺景観等を妨げていることは明らかだ。ダムの問題を避けては、この構想は実りあるものにはできない。この点についてしっかりと問題提起を行い、どうすべきかのビジョンを示してください。	ダムは、洪水の防止や水資源の開発などを目的として、社会の要請を背景に実施されているものでありますが、水循環の機能と調和させることが必要と考えています。	
40		構想にはダムに関する記述がない。これまでも砂の供給が止まり、浜が痩せることが指摘されています。生物多様性の面からも問題があります。是非、ダムの功罪と水循環に与える影響についての記述の追加をお願いします。		
41	数値目標	構想を実効あるものにするには、汚濁負荷の削減や干潟や藻場、浅場の復元をどこまでやるのか、数値で明らかにする必要がある。そのために、科学的な調査研究が必要であり、県民、事業者、民間団体、自然保護団体と行政が専門家、研究者の協力を得ながら行うのがよい。	構想は、水循環再生のあり方を示すものであり、具体的な数値目標については、地域ごとの行動計画の中で必要に応じて明記することとしています。	
42	表現方法	1頁の「海」を「伊勢・三河湾」に変えるとあいちらしさが出るのでは。	「川や海」という記述になっているので、原文のままとします。地域の概要の中で、伊勢湾・三河湾を示しています。	
43		難しい言葉があるので、県民にわかりやすい、平易な表現にしてほしい。例えば、2頁の1行目、降水などは、「雨として」で十分と思います。その下の「かん養」も「土の中にしみ込み(かん養)」とすべきです。	記述を訂正します。	
44		「水辺の保全」という概念を水循環の機能とするのはおかしい。保全とは、人為のあり方を意味するのではないが。	構想では、健全な水循環が保たれることにより、果たされる水の働きを、水循環の機能と表現しています。	
45	現状と課題	水利用	2頁の「生活用水や農業用水など」に工業用水を加えたい。	工業用水もありますが、ここでは水利用の多いものをあげたものであり、原文のままとします。

No	項目	区分	意見の概要	県の考え方
46	現状と課題	水需要	「平常時における河川へ供給される水の量が懸念される」という記述があるが、最近の水需要量を分析し、将来予測して、それに対する対策を考える必要がある。	この構想は、水循環再生の取組のあり方を示すものであり、利水計画を示すものではありません。近年の水使用量の傾向は8頁に記述しています。
47		森林	森林が健全に育生し、蓄積を増やすことは、樹木の蒸発散量が増え、地中の水量が減るため、河川への流出水量を減らすことになる。そのため、森林は水量を平準化するが、水量を増加させる機能はない。記述内容を再検討して欲しい。	25頁の記述を訂正します。
48		農地	6頁宅地を住宅地と宅地以外の宅地に分けたように、農地を水循環に関係が深い水田と水田以外の農地に分ける案を検討してください。	14頁に水田と畑に分けて図示しています。
49		渇水	気候変動による多雨、少雨など水循環、水資源確保に与える影響は少なからずあるという要素も考慮くださると基本構想もより生きたものになると思考される。	気候に左右される本県の渇水の状況について、16頁に記述しています。
50		水質	伊勢湾・三河湾の水産生物、漁業に大きな影響を与えているものに、貧酸素水塊がある。6月から10月にかけて、溶存酸素50%以下の海域が60～70%になることもしばしばである。貧酸素水塊は、漁業や伊勢湾・三河湾の生態系に重大な影響を与えている。	海域の環境基準達成率及び赤潮・苦潮の状況については、10頁に記述しているとおりであり、改善が進んでいません。このため、「安心して利用できるきれいな水」の具体的なめざす姿として、「水質環境基準を達成するとともに、生活・工業・農業・水産の用途に適したきれいな水を確保する。」として、様々な取組を行っていきます。
51		汚濁負荷	汚濁源について、点源から面源にいたっていること、企業(事業者)の責任も否定できないが、個人生活から負荷をかけている現状を分かり易く説明して欲しい。	ご指摘の点については、9頁、29頁に記述しています。
52		生態系	18頁の生態系について、外来種の繁殖についても触れるべきである。また、野生生物の生息環境劣化の大きな要因として、魚類移動の大きな障害となっている河川横断構造物の問題にも触れるべきである。	外来種については、記述を訂正します。河川横断構造物については、「…効率を重視した社会基盤整備により、動植物の生息・生育空間が消失・分断し…」と記述してあることから、原文のままとします。
53		土砂	水量について、「水循環」への障害が、恒常的流量の低下や一旦水(洪水)の発生などと同時に、森から海への水と土砂と養分の供給を減少させ、干潟浅海域の生態系に影響を与え、湾内漁業生産力の低下をもたらしたことも記述すべきである。	水量については、具体的なデータに基づき記述しています。生態系への影響は18頁に、水産業への影響については12頁に記述しています。
54		生物生産力	生態系のところで、生物多様性の減少だけでなく、それによる漁獲量の減少など、生物生産力の低下を指摘すべきである。	
55		模式図	図2-3-1に、「流れの障害」、「過度の水利用」、「有害物質の排出」という言葉を入れるべきです。また、海域では、「自然海岸の人工海岸化」、「干潟浅海域の浚渫、埋立」、「ごみや有害物質の投棄排出」などを書き込むべきです。	図2-3-1は、第2章で記述した内容を模式的に示したもので、記述に使用した語句に限って表現しています。
56		めざす姿	目標	この文章を読む限りでは、現状をイメージできず、どのような将来像へ近づきたいのかイメージできない。
57			めざすべき目標値を設定してください。県民が共通の目指す目標を持ってこそ、水循環再生が県民の協働作業となるはず。	川などの総合的な健康状態を水循環の視点で判断する水循環再生指標を作成します。この指標は、地域における水循環再生行動計画に活用するとともに、水循環再生への県民の理解を深めることに活用します。また、行動計画で具体的な水循環再生指標を用いた目標を設定します。
58	「きれいな水」のための取組	河川浄化	県民が川に目を向ける機会が薄れてきているのは、川にはごみがあり、きたなく、臭いがするから。これは、人口増加により、川の自浄能力をはるかに超える汚濁負荷がかかっているからではないか。	構想では、汚濁負荷の削減等による「きれいな水」のための取組を、29頁に記述しています。現在、油ヶ淵流入河川において、直接浄化を試みています。
59			モデル的にある河川で直接浄化を試みるのも一つの方法と考える。	
60			木曾川、矢作川、豊川という「利水」中心の考え方に理解される。身近な河川が改善されることを期待する。	
61		面源対策	降雨によるファーストフラッシュ対策をもっとの必要性を感じる。道路面や建物から流出し、河川あるいは地中へ流れ込む環境負荷物質を少しでも分離、除去し、少しでもきれいな雨水を河川や土壌中へ戻すことが望まれる。降雨時のファーストフラッシュ対策を都市部だけでなく愛知県全ての地域での取組として考えてもらいたい。	「きれいな水」のための取組として、非特定汚染源対策に取り組みます。この取組には、市街地における降雨に伴う汚濁負荷の削減も含まれます。

No	項目	区分	意見の概要	県の考え方
62	「きれいな水」のための取組	森林整備・保全	健全な水環境の保全サイクルにおいて、森林の果たす役割は大きい。林業の衰退、開発による山林の減少等で自然界の浄化能力の低減が問題になっていると考えられる。	「きれいな水」のための取組として、森林整備・保全にも取り組んでいきます。
63		清掃活動	水のなかにごみがなければ、気持ちよく散歩もできます。ごみをすてないようなことを進めてください。	「きれいな水」のための取組の中で、「清掃活動等」を行うことを記述しています。
64		地下水保全	水環境の保全では主に川、海に関心がいくが、ここ数年地下水汚染のことも多く報道されている。自治体では水道水源として地下水を利用しているところも多く、地下水の保全対策についても重要課題として取り組む必要がある。	この構想には、地表水だけでなく地下水も含まれます。
65		環境基準	海的环境基準達成目標、川の新たな環境基準目標値のあり方、そのための具体的な手段目標はどうするのか。	海的环境基準達成については、引き続き総量削減規制に取組み、環境基準の100%の達成を目指します。川の新たな環境基準目標としては、国において水生生物に係る環境基準のあてはめについて検討しており、県においても、国のあてはめについての考え方が示され次第、あてはめ作業を行うこととしています。
66	「豊かな水」のための取組	中間域の水量確保	山間部から上水道で宅地に送られ、使用後は下水道で処理場に集められ集中処理後、河川や海へ放流される。そのため、その中間では河川の水量が不足し、水質が悪化し、生態系が維持できず、小川等の水辺がなくなる。こういった部分を見直さなければ水循環の基本的解決にはならない。この解決策として、未利用の雨水活用が可能と考える。	ご指摘のとおり、河川と海の間中域での河川水量の確保は重要です。構想の30頁に「豊かな水」のための取組としてこの観点からの記述をしています。雨水活用についても、「雨水貯留による水資源の有効利用」について記述しています。
67			生活排水対策として下水道は有効な対策だが、流域下水道で水を一部の地域に集めることは、地元の涵養と矛盾することにならないか。	
68	湧水期の水量	町を流れる五条川は、湧水期にはドブ川だ。農業用水を冬場の維持用水になんとかならないか。景観面だけではなく、災害時の水の確保のためにも緊急に実施すべきである。	五条川周辺の農業用水は、冬場に水利権がないため、維持用水への転換は現状では不可能です。	
69	湧水保全	30頁の「湧水等の保全」を「湧水等の保全と復活」にしたら。	「湧水等の保全」には、復活も含めています。	
70	工場排水利用	素案では、工場排水は汚水という面だけで捉えられているが、工場の冷却水は川をきれいにすることに役立っている。こうした水を工場内や工場近くで「水が感じられるまち」づくり、ピオトープづくり、親水公園に利用できないか。	「豊かな水」のための取組に、「工場からの間接冷却水等の有効利用の推進」を追加します。構想では、水が感じられる地域づくりが重要だという観点から、30頁に「豊かな水」のための取組の中で、「…地域で利用した水は地域の川に返すことや、…」と記述しています。	
71	「多様な生態系」のための取組	外来生物	31頁「多様な生態系」のための7の取組に、生物多様性喪失の大きな原因である外来生物(ブラックバス、カワヒバリガイ等)の駆除対策を入れるべきである。	外来種については、情報や知見を集積し、地域の実情に応じて、地域協議会で議論していきます。
72		森林整備	水辺に関する部分において、山間地域での対応手法が手薄に感じる。河川に隣接した未整備人工林は生物多様性の面から見て大きな問題を抱えている。森林整備を推進する際に河川に隣接する部分の優先度を高めるなどの手法が有効ではないか。	構想では、山間地の水辺にも配慮した取組をしていくこととしています。
73	「ふれあう水辺」のための取組	身近な水辺整備	犬山市に住んでいるが、町に近いところでは水に親むような場所がなかなかない。身近に昔のように水のほとりに行ける場所があると楽しみが増えます。	構想では、水遊びや魚釣り、水辺の散歩など人と水とがふれあう水辺を実現することをめざします。
74	推進体制	NPO等との連携	上流域である岐阜県、長野県までも視野に入れた考え方は高く評価される。森・川・海の連関を意識した既存の取組として、伊勢・三河湾流域ネットワークのような活発な市民活動が既に行われているので、こうした市民組織と協働する取組を具体的に推進していただきたい。	水循環再生の取組にあたっては、地域ごとに水循環の課題が異なることから、45頁にあるように、地域ごとに県民、事業者、民間団体、行政からなる地域協議会を設置し、地域の取組を水循環再生行動計画としてとりまとめ、推進を図ります。また、水循環の再生には、地域の方々や地域で活動されている民間団体も重要なパートナーと考えており、これらの方々との連携を図り、効果的に取組を展開していきます。
75			従来の「河川流域委員会」「三河湾浄化推進委員会」、新たな「伊勢湾再生推進会議」との位置関係を明確にして推進してください。	
76			地域協議会には、河川の水環境に大きく依存している河川漁業協同組合等の関係者も入れるべき。	
77			今後は、伊勢・三河湾流域ネットワークの健康診断などの事業と協働で進めることが、最善の選択だと思います。	
78			NPOや既存組織をどのように取り込んでいくつもりなのかを分かり易く説明してほしい。	

No	項目	区分	意見の概要	県の考え方		
79	推進体制	NPO等との連携	推進組織は、新たな組織を創るのではなく、既存組織の連絡協議で進めていくことを希望します。	水循環再生の取組にあたっては、地域ごとに水循環の課題が異なることから、45頁にあるように、地域ごとに県民、事業者、民間団体、行政からなる地域協議会を設置し、地域の取組を水循環再生行動計画としてとりまとめ、推進を図ります。 また、水循環の再生には、地域の方々や地域で活動されている民間団体も重要なパートナーと考えており、これらの方々との連携を図り、効果的に取組を展開していきます。		
80			現在私たちのNPOでは五条川再生計画という活動を始めていこうとしている。是非行政とタイアップして実施し、成功させたい。			
81			NPOが行政のパートナーとして共に活動できるような社会風土を作ってほしい。			
82			市町には地域のために環境活動を実践している人が大勢いる。構想の実践はこうした方々とのつながりなくしてはできません。こうした力を誰がどのように掘り起こすのかが課題と考える。			
83			河川水、地下水は共有されるものであることから、水源・地下水の保全、森林の荒廃防止、工場排水の規制、生活排水対策について一人一人が関心を持ち、個人レベルで何ができるかを考えて取組むことが大切。			
84			自分もできる限りのボランティア活動をして協力したいと思っているが、その為に、なるべくわかりやすく、こまぎれの活動の方法を指示してほしい。			
85			伊勢・三河湾岸における河口・干潟は国際的に重要とされる渡り鳥の飛来地である。干潟の保全・再生の実現に尽力したい。			
86			地域別の協議会を設けるとしているが、むしろ矢作川流域協議会、土岐川・庄内川流域協議会といった流域ごとの協議会こそ必要である。地域別の協議会は否定しないが、流域別協議会は必要不可欠。水循環を謳うのであれば、従来の縦割りだけではなく、地域割りの考え方も乗り越えることが求められる。			
87			稲沢市では小学校の子供たちが地元の川をきれいにする取組をしたり、犬山市では地元の人たちが、ゴミ拾いや、ぼかし作りに取組み、川に投入している。EM菌の効果をうんぬんするだけではなく、こうした取組自体が川に向き合い、川をきれいにする運動なので、支援していただきたい。			
88			行政の連携		一番の問題は同じ目標に向かい、手を携えて対応することが、タテ割行政の各部門の壁を越えて可能かどうか。この点がクリアできれば、健全で効率的な水循環の再生は可能と考える。	46頁に記述しているとおり、愛知県、市町村、国、事業者、県民・民間団体からなる「あいち水循環再生協議会」及び「地域協議会」を設置し、取組の推進を図ります。愛知県、市町村、国の行政機関には、環境だけでなく治水、利水等に関わる地方事務所などの関係機関も含まれます。 また、本年2月に発足した「伊勢湾再生推進会議」などを通じて、国や近隣県と連携して取り組んでいきます。
89			構想の方針を強行するというなら、愛知県全体が一体となって、体制を抜本的に変え、意識を変えることだ。広い意味の意識改革教育であり、国連とユネスコが組んだ、「国連持続可能な開発のための教育の10年」もこの取組である。水循環再生行動計画の10年は、この国連の取組と同期であり、タイムリーである。			
90			構想に産官学民が連携し、具体的な行動で協働することを望む。行政では、国県市町村の連携、各省庁各部署の横のつながりを望む。			
91			三重県の県民局の地方事務所は企業を含む県民の活動を上手にサポートしています。地方事務所を動かす仕組みづくりが必要です。			
92			名古屋市をはじめ、県内市町村との連携を十二分に図られることを希望します。			
93	上流域の森林整備等は水循環再生を考える上で重要な課題であるが、それぞれの流域を管轄する県等との情報交換、連携はどのようにして行い、協議会の活動に取り込んでいくのか。					
94	周辺自治体(少なくとも上流の岐阜・長野県、伊勢湾を共有する三重県)との連携をどのように考えていくかを示して欲しい。					
95	地域連携	構想の中に述べているように、河川が水の循環について大きな担い手となっているため、河川の流域に住む人々が運命共同体であるという認識を新たにしなければ、住みよい地域を造ることができないという自覚が大切である。	水循環の課題は、地形等の条件などにより、地域で異なります。39頁にあるように、構想では、尾張、西三河、東三河の区分で、地域ごとに地域協議会を設置し、水循環再生の取組を行っていきます。 なお、地域協議会では、効果的・効率的な運営を行うため、例えば、小流域ごとの部会の設置なども考えられます。			

No	項目	区分	意見の概要	県の考え方	
96	推進体制	地域連携	とまかく、県が何かをやり始めたぞという動きが県民に感じられることが必要。一年間に県内全ての地域で等しく動きをつくるのが無理なら、地域をきめて、モデル的に動き出すのもいいのではないか。	水循環の課題は、地形等の条件などにより、地域で異なります。39頁にあるように、構想では、尾張、西三河、東三河の区分で、地域ごとに地域協議会を設置し、水循環再生の取組を行っていきます。なお、地域協議会では、効果的・効率的な運営を行うため、例えば、小流域ごとの部会の設置なども考えられます。	
97			名古屋市民は、木曾川の恩恵には感謝しているが、身近な川という感じではない。藤前干潟を河口とする「庄内川水系」をどう考えるか、名古屋市とどう連携していくのかを考慮に入れた動きが大事だと思う。		
98			尾張、西三河、東三河の3地域協議会でやっていくということだが、このようなものは機能しないと考える。西三河が一体となって動けるなど絵空事だ。県が強力に指導する覚悟なのか。		
99			地域協議会ではPDCAサイクルにより進行管理を図るとされているが、地域協議会は多数の構成員からなり、各構成員が各事業の事業主体となる。この場合、行動計画を策定してもDo、Actがどのように機能できるのか甚だ疑問。この手法でマネージメントできるか。		
100			今回の実施主体をどのように考えているのかを分かり易く説明してほしい。		
101			構想を絵に描いた餅に終わらずに実効性のある施策として機能させるには、どのような戦略を持って組織の改革や予算の流れの見直しを行うのか。それが示されなければ絵に描いた餅でしかない。		
102			具体的な施策については、産学民の意見を十分に取り入れ、ゆっくりと議論検討する場を持ち、有意義な合意形成がなされることを強く望む。		具体的な取組については、地域協議会において、各方面のご意見を聞きながら合意形成を図り、水循環再生行動計画として策定することになります。
103			重点的取組が早期に実現されることを期待する。		次年度に地域ごとに地域協議会を立ち上げ、行動計画を策定します。
104			目標の指標を示し、めざす姿をわかりやすくしてほしい。例えば、地域ごとの取組をいつまでになにをどんな指標を使ってどのようにする、ということがわかると良い。		地域ごとの取組内容については、地域協議会で行動計画としてまとめていきます。
105			定期的な取組の検証をお願いします。		38頁に、定期的な取組の検証や、社会経済情勢の変化や技術革新に応じた見直し、先導的な施策の採用による取組の拡充について、記述しています。
106			計画だけでなく、実行が伴うようにお願いします。		
107	とりあえず10年間ということだが、次の10年間に向けても継続性のある、柔軟な取組をお願いします。				
108	地域の具体的取組	尾張	稲沢に住んでいるが、「水が感じられるまち」になるため大江川や福田川といった中小河川の水質をきれいにすることや所々に親水性護岸を造り、人々が川に顔を向けるようにすることが求められる。	構想では、課題の一つに中小河川の水質改善をあげ、具体的には「水と遊んだり、泳いだりできるきれいな水の確保」をめざします。また、「憩いや遊びの場として、親しみのある水辺空間の整備」をめざします。また、尾張地域の主な取組の一つとして、水が感じられるまちづくりプログラムに取り組みます。	
109			近くに、三宅川、大江川、福田川などがあるが、町の水路は殺風景なもので、よほどのことがない限り見ようと思わない。全部はとてできないと思うが、中には入れなくても、緑と水が町に増えるような取組を進めてください。		
110			知多半島には、大小多くのため池が点在している。尾張部特に知多半島の課題に「ため池」の保全を入れてください。大府市などはため池の保全に力を注いでいる。		ため池の保全は、30頁にあるように「豊かな水」のための取組の一つとして、また、31頁にあるように「多様な生態系」のための取組の一つとして、全域で取り組んでいきます。第5章の地域ごとの具体的な取組は、主な地域の課題とそれの解決に向けたプログラムを示したものです。
111			尾張地域のプログラムには「多自然型川づくり等による生態系の保全や水辺景観の保全」とあるが、西三河・東三河地域についてもこうした取組が必要ではないか。		各地域のプログラムは、地域の課題を踏まえ、主な取組を記述したものです。西三河・東三河地域でも「多自然型川づくり等」により生態系の保全や水辺景観の保全に取り組んでいきます。

No	項目	区分	意見の概要	県の考え方	
112	地域の具体的取組	尾張	尾張では、知多市・東海市に海洋発電し、地下配管で超電導電線で送電、次世代航空機の技術開発の強化を図る。	構想は、あいちの水循環再生の基本的な考え方を示すものです。	
113			総花的に何でも書いておくという印象で、実効性が見えないし、「自然再生」という言葉だけで、良く検証されていないものまで滑り込ませるといふ不健全な意図を感じる。ウォーターフロントの活性化とか、漁業振興とかというのではなく、「健全な水循環」を取り戻すための方策を、その定義に従って絞り込んで書くべきである。	5章では、地域ごとに課題が異なるので、主な重点取組をあげていますが、具体的には、地域協議会で議論されるものです。	
114			武豊町では何ができるか、何をすべきか、より具体的な取組を指示できるような策がほしい。県は各市町村に対して、どんなサポートをしていただけるか。	市町村は地域協議会の構成員として参画していただきます。県と市町村は行政の役割の中で、連携して取り組んでいきます。	
115		西三河	境川にも注目して、住民に親しまれる河川空間にしてほしい。境川には、平常時の河川流量、水質、魚類生息環境などの課題がある。	境川についても、地域協議会において課題を整理し、取り組んでいきます。	
116			油ヶ淵は水質改善を叫んでいるものの、改善が目に見えるものになっていない。改善には、根本的には富栄養化を進める物質を入れないこと、入ってしまった物質を取り除くことを考えるべきである。入ってしまった物質を取り除くには、本来そこに生えるアシやマコモなどの水生植物を使うこと。	油ヶ淵の浄化のため、清流ルネッサンス（第二期水環境改善緊急行動計画）による取組を行っていきます。この中で、汚濁負荷量の削減とともに、ヨシ原等の水生植物の再生について検討していきます。	
117			西三河地域の重点的な取組として「親水公園整備の推進」があるが、公園整備にアシやマコモを使った浄化機能を持たせてもよいのではないかと、また、ピオトープとして、長田川から上げ水し、見合橋付近から油ヶ淵に水を戻し、東端側一帯を葦原にすれば水質改善に役立つ。	親水公園については、関係部局で地域の意見をききながら整備を進めていきます。	
118			西三河では、日本のデンマーク(安城)に稲作専門地帯を整備、安全な水、おいしい水でおいしい米を生産する。	西三河地域では、農地の活性化プログラムに取り組むこととしています。	
119			東三河	設楽ダムの建設は、三河湾の外海との水の循環機能に負の影響はないのか、六条干潟浅場の埋立計画は三河湾の自浄機能の低下を招かないのか、漁業者、市民を含めた十分な議論をお願いする。	構想は、あいちの水循環再生のあり方を示すものです。なお、設楽ダムの建設、六条干潟の埋立については、環境影響評価や、港湾計画改訂の作業が進められていますが、この手続きの中で、漁業者や市民を含めた議論がなされています。
120				表浜の自然海岸保全も視野に入れた展開を希望する。	「多様な生態系」のための取組として、自然海岸の保全・再生に取り組めます。
121		東三河では、浜名湖から注水する海洋発電を行い、岐阜・奥三河まで地下配管でおいしい水の循環と浜名湖の浄化と活性化		構想は、あいちの水循環再生の基本的な考え方を示すものです。	
122		表浜海岸の沿岸の働きは、閉鎖性水域の水循環の一端にも加わっている。水蒸気となって、また、海水が沿岸流に乗って循環すると考えられる。伊勢湾・三河湾の閉鎖性海域と外洋の水循環域としても、表浜海岸を加える必要があると思う。表浜のBODやCODの調査、評価基準がない。		水循環の中には渥美外海も含まれます。	
123		まちづくり	豊かな水循環に寄与する環境共生型街区の建設 ・道路等の透水性舗装 ・共同駐車場・団地遊園地・緑地等の地下に雨水貯留タンクを設置し簡易浄化による中水道施設 ・池、せせらぎ水路等の親水施設	41頁に、尾張地域における重点的な取組の一つとして、水の感じられるまちづくりプロジェクトをあげており、この中で、透水性舗装、親水性のある身近な水辺の整備、雨水貯留施設整備の推進について記述しています。中水道は、資源の有効な活用と考えますが、取組事例の研究を行い、具体的な施策としての検討を行っていきます。	
124	海づくり	海づくりの取組に、今までの緩傾斜護岸や海浜緑地化が含まれている点に多少懸念されます。緩傾斜護岸は、海岸では水と砂がお互いの領域を交える柔軟性を持った領域です。また、水辺の砂浜は多様な生物が生息し、波の作用と共に浸透による濾過機能も有し、水循環には貴重な領域です。表浜海岸の海岸で緩傾斜護岸を設置する場合、殆どの生物や植物の生態系を破壊してしまう。また、沿岸の緑化事業や治山事業も不適切な面が感じられる。	構想にあげている施策は、現在実施されているものを中心に記述しています。地域の取組は行動計画としてとりまとめていきますが、地域における水循環の課題を踏まえ、地域の実情に即した効果的な対策を実施していきます。		
125	上・下流連携	西三河、東三河地域のプログラムでは、山と海の側からの取組が上げられています。近年、沿岸漁業環境再生の立場から、生態系としての森と海のつながりという観点で森林の機能が見直され、上流部の森林も広い意味で魚つき林と言われるようになってきています。上流部と下流部で行う植林事業等の連携、交流の推進をプログラムに盛り込めないか。	西三河地域では、「下流住民など広域的な住民参加による、間伐など広域的な森林整備の推進」、東三河地域では、「広域的な住民参加による、間伐など森林整備の推進」を行うこととしており、原文のままとしています。		
126	漁業振興	漁業振興プログラムに、天然アユ等の保護・増殖が図れるような河川整備の推進、河川漁業に影響を与える(生物多様性喪失の大きな原因である)外来生物(ブラックバス、カワハバラガイ等)の駆除、を追加する。	漁業振興プログラムは、地域の課題を踏まえ、重点取組の主なものを記述したものです。具体的には、地域協議会で議論されるものです。		

No	項目	区分	意見の概要	県の考え方	
127	行政の役割	県・国等の役割	公と民の役割分担について、近時、とすれば民間という風潮があるが、直接人命や財産が危険にさらされることに対しては、積極的に国などが関与しなければならない。	役割分担については、48～49頁にかけて記述しています。行政の役割の重要さは認識しており、積極的に関与していきます。	
128		情報発信	愛知県のそれぞれの部局で多くの調査や実験が行われています。失敗も含めて、水循環に関わる報告書を集積するプランを追加してください。	情報の共有化は重要と考えており、37頁、38頁に記述しています。	
129	取組の普及	説明会等の開催	この構想を浸透させるため、水環境課が市町村に対し、ブロック別に説明会を開催することが必要である。	啓発用のパンフレットを作成し、普及にあたることとしています。また、広報誌等による周知も図っていきます。	
130			住民の認識を高めるため、市町の広報誌等による周知が必要である。		
131	環境学習	啓発	愛・地球博の長久手会場「森の自然学校」でインタープリターを務めた。この会場には、「水のあずまや」があり、水の循環をイメージして作られていた。このような里山と川を繋ぐ環境学習のシンボリック施設を旨く利用することが必要である。	愛知万博長久手会場は「愛・地球博記念公園(愛称:モリコロパーク)」としてオープンする予定です。公園の「森のゾーン」では、「自然体感プログラム」が行われ、環境省の「エコ・リンク」があったフィールドセンターを引き続き環境学習の拠点として活用していくこととしています。	
132			愛・地球博記念公園内に環境学習拠点センターとオープンラボラトリ(公開実験室)の設置 ・水辺環境学習のための教材・展示 ・雨水貯留施設の実証展示 ・研修を受けた住民ボランティア・環境NPO構成員が利用できる水質分析機器を設置した公開実験室などにより、環境NPOと地域住民の活動連携拠点とする		
133			子供の小学校では市内の三宅川に取組んでいる。子供を通じて環境の大切さを再認識した。環境教育の充実により、環境に対する意識を広めることが大切だと思います。		
134		活動支援	教育に関わる教諭の方々も河川に入る機会と体験が少ないため、児童・生徒とかがみ合わないこともある。何時でも何処でも気軽に環境学習が可能な場作りが必要である。		地域や学校における環境学習を担う人材の養成や教員等を対象として環境学習に関する情報交換を行う交流会の開催等環境学習に対する活動支援を行います。
135			水との出会いを増やす。学校教育との連携が必要。水循環に関する学習会の実施が必要。学習会実施団体に補助制度必要。		37頁で環境学習の推進について記述しています。また、59頁で環境学習における活動支援の施策を記述しています。
136	取組指標	水循環再生指標	川の指標として、一年回遊魚の「鮎」を愛知県全体の指標に広めていっては如何でしょうか。	川などの総合的な健康状態を水循環の視点で判断するため、「水質」のほか、川幅や水深の「水量」、生物の種類や数の「生態系」、川辺に近寄れるかといった「水辺の親しみやすさ」など、県民にとってわかりやすい4項目で構成する、水循環再生指標を作成します。また、水循環再生指標は、地域特性を反映できるような形でとりまとめていきます。	
137			水循環再生モニタリングについて、全て一律の基準を設定すると、河川毎にさまざまな顔があるので、弊害の出ることが予想される。		
138			水循環再生指標は、きれいなたかゆたかなとか情緒的な基準でなく、「健全な水循環」(50年前の水循環がもっていた諸機能)を指標として明確にすべきである。		
139			多様な生態系の指標として、希少な野生生物の生息状況が取り上げられているが、ここまで環境悪化をもたらした要因のひとつに、普通に生息していた種の状況に注意を払わなかったことがある。普通種の生息状況変化を把握することこそ重要です。		地域の固有種を始め、多くの動植物を守り育てることが重要と考えています。
140	対策	干潟の造成・リサイクル材利用推進	伊勢湾活性化プログラムにおける干潟造成材としてのリサイクル材の利用推進について、既にモニタリングがなされ硬化してしまうという問題点が浮上している。これが効果的であるというのは疑問である。	「鉄鋼スラグ」の干潟造成材としての利用については研究中であり、記述を訂正します。	
141			自然海岸、干潟、浅場等の保全・再生について、鉄鋼スラグは奨められない。覆砂自体良いものと思わない。		
142			砂の代替材に鉄鋼スラグを名指ししているが、固結や溶出物の影響があるとの情報もあり現段階では削除が至当です。		
143			42、43、44頁の干潟造成材のリサイクル材の利用推進を削除		
144			三河湾の干潟の造成にリサイクル材の利用推進の記述があるが、他の記述に比べて具体的過ぎる。一部の商品をお知らせする記述とも受け取られ、行政側の意図が感じられる。油ヶ淵で試された鉄鋼系のスラグは固化してしまい、漁師も反対したと聞いている。フェロシルトの教訓を生かすためにも、この部分は削除し、リサイクル材を使うべきでない。		

No	項目	区分	意見の概要	県の考え方
145	対策	干潟の造成・リサイクル材利用推進	みかわの海づくりプログラムの中で、干潟造成材としてのリサイクル材の利用推進とあるが、鉄鋼スラグは硬化してしまうと聞いている。計画段階から公開の議論の場で、地元や環境団体、県民の意見を聞き、検討してください。	「鉄鋼スラグ」の干潟造成材としての利用については研究中であり、記述を訂正します。
146			干潟の造成(人工干潟の造成だろうが)リサイクル材の利用、ヘドロの浚渫・有効利用の推進などが、海のかつてのゆたかさを取り戻すことになるものか、一層の悪化を招くものか、十分な検討・検証が必要である。	
147			「みかわの海づくりプログラム」に干潟造成材としてリサイクル材の利用推進とある。鉄鋼スラグは硬化してしまうというし、リサイクル材の選択に過ちがあってはいけない。	
148	施策目標	地域の水を涵養するため、透水性舗装は有効だが、建設部局が数値目標を立てることが必要と考える。	構想は取組の方向性を示すものであります。したがって、数値目標は掲げていません。数値目標は、地域ごとの水循環再生行動計画の中で、必要に応じて明記されることになります。	
149	助成制度	雨水浸透枳による雨水の活用は、生ゴミ処理機に対する補助金制度のようなインセンティブが必要と考える。	雨水貯留浸透施設、透水性舗装等の推進については、54頁に記述しています。インセンティブについては、今後の検討課題としています。	
150		道路透水性舗装は工事自体が少なく、あまり期待できない。それよりは、道路側溝や浸透枳設置の方が現実的である。 雨水利用の面から貯留施設の方が一般向けであり、このため、雨水貯留・浸透施設設置促進のための補助金交付を考えてほしい。		
151		今後、NPOを設立し、里山景観の保全と育成、里山の自然保全、自然環境講座の開設、循環型社会の構築などの活動を行うこととしているが、このような活動に対し、国、県、市町などの支援(助成金)制度をお願いしたい。		
152	水の名所	「水が感じられるまち」づくりのため、手始めに、市町村ごとに「水の名所」を選定する運動を提案する。候補地の推薦や選定、投票の参加等市民が水に目を向けるきっかけをつくることにより、「水文化の保存・伝承」、「ふれあう水辺」を実感、実践できる。	32頁の「ふれあう水辺」のための取組として、「水文化の保存・伝承」をあげています。「水の名所」の選定は、地域における水循環再生行動計画の具体的なメニューの検討の参考にします。	
153	地下水利用	揚水量規制で地下水位は大きく回復してきているが、重要なことは、日本には何も資源が存在せず、唯一あるとすれば、地下水ではないかと考えます。地盤沈下を考慮しつつ、限られた制約範囲で旨く利用することも重要です。	「豊かな水」のための取組の一つとして、地下水の環境用水利用を記述しています。	
154	自然復元力	一般市民の協力であまりを指針とした干潟調査を行ってきたが、この構想には、自然が持つ復元力を最大限に活かす取組が少ないと感じる。 六条潟では、川から運ばれ続けた良質な石英砂が干潟の天然更新をしていると考える。「～をしない」取組も入れた方がいい。水質に加えて砂の自然流下を妨げないことも記述してほしい。	この構想では、水循環の4つの機能を再生する取組を行っていくこととしており、「多様な生態系」のための取組の一つとして「干潟、浅場の保全と再生」に取り組んでいくこととしています。	
155	貧酸素解消技術	貧酸素解消技術の確立を追加してください。	この構想では、技術革新の推移に合わせて取組の見直しを行うとともに、先導的な施策を積極的に採用し、取組の拡充を図っていきます。	
156	環境共生型住居	豊かな水循環に寄与する環境共生型住宅の実証展示・実験居住 ・雨水風呂排水を簡易浄化し、駐車場地下等に貯留 ・トイレ用水、洗車、庭散水に利用できる中水道施設 ・生ゴミコンポスト装置による生活排水の負荷削減 ・ランニングウォーターによる手洗いより節水できる食器洗い機の設置 ・庭の一部、建物周辺部には、透水性舗装 ・ボランティアによる実験居住を募集しレポートの作成を委託	家庭における水循環再生の取組の普及啓発に際して、参考にします。	
157	都市水循環再生システム	都市に水循環再生・人と緑と水の豊かなかわりを回復するシステムを構築 ・都市緑地、遊園地、駐車場等のオープンスペースに地下タンクを設置し、洪水調節、防災機能、都市気候調節のための蓄熱媒体・消防用水として利用 ・川沿いの道は風の回廊となり都心部のヒートアイランド現象を緩和する。このような効果を解析するため、都市気候図を定点連続観測と航空写真・衛星写真等の利用で作成する	構想でも、都市の開発によって低下した保水・遊水機能を確保するための総合治水対策として、公園等を利用した貯留施設等の設置や雨水貯留浸透施設の整備等を54頁にあげています。また、水辺の緑の回廊等による河川周辺の自然環境の整備促進について、56頁にあげています。	

No	項目	区分	意見の概要	県の考え方
158	対策	干潟・浅場の保全	海岸付近の浅場・干潟の水辺環境の保全 ・アマモ群落の育成調査、浮き魚礁による沿岸浄化、藻場の造成試験 ・浮き魚礁の構築は、民間のNPO等では難しいので、県、市町村、漁協等に要望したい	構想では「多様な生態系の保全」のための取組の一つとして、干潟・浅場の保全の取組を31頁にあげています。 藻場の保全・再生については、56頁の「多様な生態系の対策」に記載しています。
159		水循環モデル調査	万博開催地区としての香流川流域の水循環細密モデル調査 当地で水収支と窒素・りん・炭素の物質収支を集中的に調査し、水・物質循環システムのモデルを構築、水循環の保全・機能回復の方策を策定する手段とする。 調査としては、水循環の水文学的調査、流域内の窒素・りん等の物質収支、土地利用区分と流域内負荷分布調査を行う。	限られた地区の水循環を精緻に解析し、対策を講じる手法については、地域ごとの水循環再生行動計画の策定における参考にします。
160		ダム砂対策	具体的な手段の中に「ダムに堆積した砂」をどのように河川から河口へ搬出するか、という視点を加えて下さい。	この構想では、水循環の4つの機能を再生する取組を行っていくこととしており、「多様な生態系」のための取組の一つとして「干潟、浅場の保全と再生」に取り組んでいくこととしています。
161		多自然型工法	多自然型工法について、ある河川で成功しているからといって、別の河川で成功するとは限らない。河川ごとに見合ったものをつくってほしい。今の工法では、小規模なヤナギ帯などは消滅しているが、是非とも再生してほしい。	56頁に記述しているように、「治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境を保全・再生するための「多自然型川づくり」を引き続き推進」することとし、河川の特성에応じて取り組んでいきます。
162		農業用水パイプライン化	水路の暗渠化による親水性の減少やヒートアイランド現象の進行が謳われているのに、農地の保全・管理の部分で用水路のパイプライン化が書かれているのはどう理由か。	農業用水については、効率的な水利用や親水性のある水辺の確保、水源かん養など、それぞれの地域における水循環の現状や課題などに応じた水路が整備されるものであることから、54頁の記述を修正します。
163		魚礁・増殖場の整備	尾張地域には昔から川魚を食する伝統的習慣があるので、魚礁・増殖場の整備の推進については、内水面も含むようにしてほしい。	「増殖場の整備」には、内水面漁業の振興も含まれます。
164		エコトーン の整備	エコトーン の整備には、保全も含めてほしい。	整備には、既存のエコトーン の保全も含まれます。
165		動植物の調査・保全	動植物の調査・保全について、生息地がわかることによる希少種の乱獲行為に配慮して取り組んでほしい。	ご指摘の点は、57頁に「動植物の調査・保全」として記述しています。
166		水文化	水文化について、尾張地域にはフナ・コイ・ナマズ・モロコなどの食文化がある。単に調査で終わらずに、具体的に伝承を可能にする河川環境の改善、水循環の再生が重要である。	ご指摘の点は、59頁に「水文化の保存・伝承」として記述しています。具体的には地域の特性がありますので、地域協議会で議論されるものです。
167		河川横断構造物	魚類移動の大きな障害となっている河川横断構造物について、魚道整備の推進が記載されているが、既存魚道の構造見直しも含めることが必要。	魚道整備については、56頁に「多様な生態系の保全」の中に記述しており、具体的には地域の特性に応じて、地域協議会で議論されるものです。
168		里山保全	里山の取組について、小牧市に愛知小牧自然環境保全地域があるが、この地域をモデル地域として行動するような施策を策定してほしい。	地域の具体的な取組については、地域協議会で合意、決定していくことになります。
169		リサイクル材 利用推進	構想において、瓦の粉砕物を砂に代わる造成材としての利用をご検討いただきたい。	56頁で「砂に代わる造成材として循環資源の利用推進」を記述しています。具体的にはあいち水循環再生協議会などで議論されるものです。
170		水源基金	受益者負担の原則。利水者全員が「水をつくる」活動に参加する必要性(水源基金)。	53頁に「水源基金等による県域を越えた森林の整備・保全の推進」を記述しています。
171		土地利用制度	土地利用制度の見直し(森林・農地・干潟の減少を防ぐ)	この構想では、土地利用制度の見直しをするものではありません。
172		水の利用	湧水の問題で、農業用水の飲料水へ転換すれば、この問題は解決します。是非、問題提起してほしい。	水の利用には長い歴史があり、その用途転換には難しい問題がありますが、限られた水資源を如何に合理的かつ有効に利用するかについて、幅広い視点に立った議論と社会的な合意が必要と考えています。
173			地域の水循環整備のため農業用水を他用途に使う。省庁間を超えた理解が必要。縦割り行政の連絡調整。利水団体管轄省庁と河川管理省庁。	
174		第一次産業 対策	第一次産業が水循環を守っている旨の理解を住民に求め、保護体制と後継者育成に努める。	森林の整備・保全の対策、農地の保全・管理の対策を記述しています。

No	項目	区分	意見の概要	県の考え方
175	対策	流域下水道	流域下水道は、破綻しているのでやめてほしい。	閉鎖性水域の水質の改善には、生活排水処理は大きな課題ですので、流域下水道についても、全県域汚水処理適正処理構想に位置づけています。 排水の分散処理については、30頁に、「…身近に水が感じられる地域づくりをめざすため、山間地域での合併処理浄化槽設置、農村地域での農業集落排水処理施設整備など、地域で使用した水は地域の川などに返すことや、…」と記述しています。
176			下水道の整備など安易に並べているが、流域下水道の排水集中処理方式が、かえって海の環境悪化につながったという反省はないのか。排水処理は個別分散処理を目指すべきでないか。	
177	対策一覧	取組活性化	県民への啓発をどのように行っているのかを分かり易く説明してほしい。	県民一人ひとりが、人間活動と水循環など環境とのかかわりを正しく理解し、自ら環境に配慮した行動をするためには環境学習の果たす役割が重要という観点から、37頁には啓発を含めた環境学習として、59頁には具体的な対策について記述しています。
178		対策一覧	最後にある「水循環再生対策一覧」は全て実行するのか。誰が決め、誰が実行するのか。	ここに記載している対策は、現在実施されている対策を中心としていますが、一部の対策については、現在実施されていない対策も含まれます。 取組の具体的な内容は、地域ごとに設置する、県民、事業者、民間団体、行政からなる地域協議会において、行動計画に位置づけ、各主体の役割分担のもとに取り組んでいきます。